

地方債等の充実・改善に関する提言

人口減少社会を迎える中、都市自治体が、新たな地域活性化への取組、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、防災・減災対策等を着実に推進するためには、地方債等の充実・改善を図る必要があることから、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除線上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 令和7年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、地方公共団体金融機関資金の貸付利率の引下げの財源として重要な役割を担っていることから、延長を図ること。